

選挙管理委員会議案

(31年第1回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 3 1 年 3 月 1 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

議案第 4 号 在外選挙人名簿の登録について

議案第 5 号 栃木県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第 6 号 栃木県議会議員選挙における各投票区の投票所の場所について

議案第 7 号 栃木県議会議員選挙における期日前投票所の投票所の場所について

議案第 8 号 栃木県議会議員選挙における開票の場所及び日時について

議案第 9 号 栃木県議会議員選挙における上三川町開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時について

議案第 1 0 号 栃木県議会議員選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について

議案第 1 1 号 栃木県議会議員選挙における不在者投票に関する委員会の定

める日について

議案第 1 2 号 上三川町長選挙の投票用紙について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成 3 1 年 3 月 1 日選挙人名簿に登録する。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H30.12.3)			今回登録者数(H31.3.1)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,198	1,221	2,419	1,193	1,217	2,410	△5	△4	△9
第2投票区	1,902	1,887	3,789	1,897	1,885	3,782	△5	△2	△7
第3投票区	729	708	1,437	727	704	1,431	△2	△4	△6
第4投票区	946	968	1,914	942	976	1,918	△4	8	4
第5投票区	2,155	1,767	3,922	2,179	1,778	3,957	24	11	35
第6投票区	1,424	1,413	2,837	1,420	1,423	2,843	△4	10	6
第7投票区	1,394	1,410	2,804	1,394	1,402	2,796	0	△8	△8
第8投票区	1,766	1,707	3,473	1,764	1,716	3,480	△2	9	7
第9投票区	1,473	1,437	2,910	1,483	1,440	2,923	10	3	13
合 計	12,987	12,518	25,505	12,999	12,541	25,540	12	23	35

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第3号

選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成31年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成31年3月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

511人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4,257人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8,514人

議案第 4 号

在外選挙人名簿の登録について

次の者を平成 3 1 年 3 月 1 日在外選挙人名簿に登録するものとする。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の 名 称	氏 名	生年月日	性別	備考

議案第 5 号

栃木県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 1 条第 1 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置するものとする。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	数	ポスター掲示場の設置場所
第 1 投票区	9	上郷 1 区公民館・上郷 2 区公民館付近・上郷 3 区薬師堂・農村環境改善センター・本郷小学校・蓼沼配水場・向川原公民館・東汗公民館付近・本郷中学校
第 2 投票区	8	西汗上西(元(株)人財クワイエット付近)・本郷北コミュニティセンター・西汗コミュニティ運動広場・西汗下公民館・磯岡公民館・美里(みさと公園)・本郷台団地(ゆうがお公園)・西木代公民館
第 3 投票区	9	三ツ家公民館付近・常光坊(元消防倉庫付近)・五分一(上野自動車工業付近)・五分一(ラーメン山岡家付近)・三村公民館・星宮神社付近・坂上河原公民館付近・三本木公民館付近・坂上小学校
第 4 投票区	7	上三川中学校(東側)・上三川中学校(西側)・下町公園・下町 1 区(キダナスカソリンスタンド付近)・中央公民館入口・下蒲生公民館・下蒲生(下蒲生バス停付近)
第 5 投票区	7	上三川町役場(南東側)・上三川町役場(北西側)・上町(並木公園)・峰町公民館・開沼園芸入口付近・日産上三川寮付近・日産白鷺寮付近
第 6 投票区	7	中町(中央十字路付近)・石和石材付近・東館地藏尊付近・井戸川公民館・桃畑公民館・上三川小学校・大町(大通り公園)
第 7 投票区	8	間の田(ローソン上三川多功店付近)・明治南コミュニティセンター・天神町(天神公園)・下多功(カートック小川付近)・下梁公民館・川中子 1 区(川中子バス停付近)・富士見台(谷中興産(株)付近)・県営住宅(西公園)
第 8 投票区	8	明治小学校・明治小学校学童保育館・上梁公民館付近・川中子 2 区公民館・下神主(水環境神主公園北側駐車場)・上神主公民館付近・鞘堂公民館・ゆうきが丘(ゆうき公園)
第 9 投票区	8	北小学校東側入口・上蒲生北部公民館・上蒲生郵便局付近・日産第 3 アパート・川中子 3 区公民館付近・石田下坪公民館・西田南公民館付近(北側約 100m)・石田コミュニティセンター

議案第6号

栃木県議会議員選挙における各投票区の投票所の場所について

平成31年4月7日執行の栃木県議会議員選挙について、各投票区の投票所を次の場所に設けるものとする。

平成31年3月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票所名	所在地
第1投票区	本郷小学校体育館	上三川町大字東蓼沼251番地
第2投票区	本郷北コミュニティセンターホール	上三川町大字西汗1528番地1
第3投票区	坂上小学校体育館	上三川町大字坂上628番地
第4投票区	中央公民館大ホール	上三川町大字上三川3970番地
第5投票区	上三川町役場町民ホール	上三川町しらさぎ一丁目1番地
第6投票区	上三川小学校体育館	上三川町大字上三川4594番地
第7投票区	明治南小学校体育館	上三川町大字多功1412番地
第8投票区	明治コミュニティセンターホール	上三川町大字大山558番地1
第9投票区	北小学校体育館	上三川町大字上蒲生1725番地

議案第 7 号

栃木県議会議員選挙における期日前投票所の投票所の場所について

平成 31 年 4 月 7 日執行の栃木県議会議員選挙について、期日前投票所を上三川町しらさぎ一丁目 1 番地上三川町役場町民ホールに設けるものとする。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 8 号

栃木県議会議員選挙における開票の場所及び日時について

平成 31 年 4 月 7 日に行う栃木県議会議員選挙の上三川町開票区における開票は、次により行うものとする。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町大字上三川 4 2 7 0 番地 上三川町体育センター
- 2 日時 平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時

議案第 9 号

栃木県議会議員選挙における上三川町開票区の開票立会人のくじを
行う場所及び日時について

平成 31 年 4 月 7 日に行う栃木県議会議員選挙における上三川町開票区の開票立
会人のくじは、次により行うものとする。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地 上三川町役場 公室
- 2 日時 平成 31 年 4 月 4 日 午後 5 時 30 分

議案第 10 号

栃木県議会議員選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について

平成 31 年 4 月 7 日に行われる栃木県議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項本文の規定による掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を栃木県選挙等執行規程（昭和 25 年栃木県選挙管理委員会告示第 9 号）第 36 条の 2 第 2 項の規定により次のように定めるものとする。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

場所	上三川町しらさぎ一丁目 1 番地 上三川町役場 公室
日時	平成 31 年 3 月 29 日 午後 5 時 30 分

議案第 1 1 号

栃木県議会議員選挙における不在者投票に関する委員会の定める日
について

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 3 条第 1 項及び第 5 9 条の 4
第 4 項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、平成 3 1 年 4 月 7 日執行
の栃木県議会議員選挙については、平成 3 1 年 3 月 2 8 日とする。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 12 号

上三川町長選挙の投票用紙について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙における投票用紙を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙名	投票用紙の色	様式
上三川町長選挙	白色	上三川町の議会の議員及び長の投票用紙の様式の告示のとおり